

(仮称) こだいら21世紀構想

小平市第三次長期総合計画基本構想

(素案)

平成17年(2005年) 1月

企画財政部(計画調整)

この基本構想は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定に基づき、序章を除き、市議会の議決の対象となります。

(仮称)こだいら21世紀構想
小平市第三次長期総合計画基本構想 (素案)について

(1) 本案までの経過

本「(仮称)こだいら21世紀構想 小平市第三次長期総合計画基本構想 (素案)」は、平成18年度(2006年度)から平成32年度(2020年度)の15年間にわたる基本構想の「素案」として、市長の諮問機関である小平市基本構想審議会で審議されているものです。

本素案は、平成16年11月19日(金)の第3回小平市長期総合計画基本構想審議会に提示され、さらに11月22日(月)の小平市議会の幹事長会議を経て、平成16年11月25日(木)の議会運営委員会で報告されています。

本素案「第2章 こだいらの将来像」の「第1節 将来都市像」の具体的な将来都市像については、平成16年12月に新たに追加し、基本構想審議会委員及び基本構想特別委員会委員を含む市議会議員に報告されています。

(2) 本素案の内容について

本基本構想(素案)については、「(仮称)小平市第三次長期総合計画策定方針」(平成15年6月2日作成)による各事業等を通じて意見及び提案等の情報収集を行いながら、それらを参考にしつつ作成しました。

本素案のなかで、一部「作成中」の箇所がありますが、今後、市で作成し小平市長期総合計画基本構想審議会に諮っていく予定です。

「序章」部分の「こだいら21世紀構想の策定への視点」については、現在の基本構想と同様に行政サイドの「導入部分」として位置づけ、特に第1章以降へ続く導入部として添付しており、今回の基本構想の本文には含めていません。

本素案で現在使用している活字の大きさ、デザイン等については、今後変更する場合があります。

(3) 今後の進め方について

本基本構想(素案)については、今後、市民の方々からさまざまな意見・提案をいただく中で、さらに検討を進め、小平市長期総合計画基本構想審議会に諮っていく予定です。

以上

序章 こだいら21世紀構想の策定への視点

第1節 人口急増期から新世紀に向けての基本構想の策定

いよいよ、小平市は平成18年度(2006年度)から第3次の基本構想の時代に入ります。

戦後、自治体に計画行政の必要性が唱えられた時期から小平市は今まで2次にわたる基本構想を策定していますが、今までの基本構想は策定期の時代性、すなわち歴史的・社会的な動向を敏感に反映しています。人口急増によって必要となった公共施設の建設や都市基盤の整備に追われた時期に始まり、その後の高度成長期にはさらに多様な公共施設も整備され、小平市にとっては、戦後約半世紀を経て自治体としての基本的な機能は、ほぼ整備されたといつてよいでしょう。首都東京の多摩北部地域に位置する小平市は、市民と行政の信頼関係を構築しつつ、ともに堅実なまちづくりを実現してきたのです。

その後、急激な経済変動を経て、全国の多くの自治体と同様に、いわゆる「冬の時代」と呼ばれた未曾有の厳しい環境に置かれることになりました。

さらに平成12年(2000年)には本格的な地方分権の時代として、財源の課題とは別に「自己決定」と「自己責任」が求められることになり、分権型社会における小平市の新世紀への「船出」となったことは記憶に新しいことです。

現在歩んでいる21世紀は、今後さらに大きくかつ構造的な社会変化を生じる可能性が大きいことを予感させます。この大きな社会変化は、同時に従来の市民と行政との関係に大きな変化をもたらし、これからの市民と行政の間に新しい関係を構築する契機となることも予想されることから、この「(仮称)こだいら21世紀構想 - 小平市第三次長期総合計画 基本構想 -」は、まさに小平市にとって新しい時代における頼りになる新たな「羅針盤」としての役割を果たすこととなります。

第2節 過去とは異なる環境

現代は、今までになく不透明・不確実な時代といわれます。

21世紀初頭をひた走るなかで21世紀の全体を語ることは容易ではありませんが、このような不透明性・不確実性を増す現代だからこそ、第3次のこの「こだいら21世紀構想」の果たす役割の重要性は増しています。

特に今回の基本構想の策定期間は、過去2回の基本構想策定の時代背景とは全く様相を異にしています。2つの基本構想の策定当時は、人口の伸びや経済環境、税収が、いわゆる「右肩上がり」の状況でしたが、現在は以前のような大幅な税収の伸びは期待できない状況にあり、取り巻くすべての環境が大きく異なってきていることに留意すべきです。

今後は、予算の伸びは見込めず、少子・高齢化にともなう施策や既存の公共施設の維持管理等への固定的な支出によって、新たな行政需要に対する公務サービスの供給に支障をきたす可能性をはらんでいます。

第3節 「3つの社会の変化」の予測

このような環境の変化への対応の必要性とともに、私たち自治体は「社会そのものの変化」「社会の担い手の変化」「自治体自体の変化」という3つの変化を体験することになると考えられます。

社会そのものの変化

まず、社会そのものの変化は、社会の「光」と「影」の部分の顕在化・拡大が予想されます。例えば、情報技術の進歩はその即時性により利便性は向上しましたが一方では情報の漏えいを、国際化にともなう人的交流の拡大は一方では治安上の課題を生じさせています。さらに医学的な進歩は長寿社会を実現させましたが他方では医療費の増加を招く等々、特に自治体を含め行政は、それらの変化への対応が求められています。

社会の担い手の変化

次の、社会の担い手の変化については、従来の家族や性別による役割分担、行政と市民の役割分担をはじめとした社会の担い手とその役割分担の態様が、今後より変化していくことが予想されます。基本的な単位としての家族は、今まで以上に少子化・核家族化し、その姿を一層変化させることが予測され、また従来からの市民と行政という担い手も、新しい公共ともいべきボランティア、NPO（非営利活動法人）を含めた新たな関係が生み出されていくことが予想され、その変化への対応が求められることとなります。

自治体自体の変化

さらに自治体自体の変化については、規制緩和の潮流や平成12年（2000年）以降の本格的な分権型社会の到来の中で、中央政府の変化とともに変化

が予想される地方自治制度や地方財政制度への対応も求められており、今後も小平市を取り巻く周囲の環境は大きく変化していく可能性が高いのです。

第4節 「こだいら21世紀構想」の今日的意義

このような時代であるからこそ、私たちは新しい将来都市のイメージを必要とします。

小平市にとって新しい潮流に果敢に対応していくために、今回の第3次の基本構想を定めることの役割は大きいといえます。

すなわち、市民相互に、さらに市民と行政がお互いに小平市の将来都市像（都市のイメージ）を共有することによって一体感や統一感を、さらに、わが「こだいら」を愛するところを醸し出すことが可能となります。

そして将来の新しい都市のイメージを共有しながらその実現をめざすことによって、はじめて統一的で合理的な行政運営が可能になることから、今回の第3次の基本構想が果たす今日的な意義は、小平市にとってきわめて大きいものであると思われます。

以下、第2次の基本構想に続く新しい「こだいら21世紀構想」について、次のように定めるものとします。

（以上の「序章」部分については、市議会による議決の対象に含みません。）

第1章 基本的な理念

私たちは、住み、働き、学び、訪れる、この「こだいら」がとても好きです。

この「こだいら」が、これからも、住む価値を持ち、働く価値を持ち、学ぶ価値を持ち、訪れる価値を持ち続けるまちであるためには、「こだいら」がよい表情（かお）を持ち、よい郷（さと）であり続け、そしてよい明日（あした）を予感させるまちであり続けることが必要です。

私たちは、「こだいら」に住み、働き、学び、そして訪れる人々も含め、多くの人々が共通のふるさととして愛着を持ってこの地にかかわり続けたいまち、そのようなまち「こだいら」をめざし創り上げるために、

みんなが「よい表情（かお）を持つ」こと
この地が「よい郷（さと）であり続ける」こと
そして「よい明日（あした）を予感させる」こと

の3つを、これから新世紀を歩むための基本構想の基本的な理念とします。
そして、この基本理念にもとづき、次のとおり将来都市像を定めます。

「いい表情（かお）を持つ」

「いい表情（かお）を持つ」とは、だれもが心を通わせあい、みんなが挨拶しあいながら、自信に満ちた笑顔があふれることです。そして、訪れただれもが感動し、人と人とがかかわりあい、いつも「いい表情（かお）」を持ちながら、これからこだいらをもっと知りたくなるような表情（かお）を持ち続けることです。

「いい郷（さと）であり続ける」

「いい郷（さと）であり続ける」とは、こだいらの地が、住み、働き、学び、そして訪れる私たちにとって、緑と自然につつまれて安心して住むことができ、そしてこれからも安全に暮らせることです。そして、いつまでも私たちの「心のよりどころ」として、いつの時代にも多摩のふるさととして安らぐことができ続けることです。

「いい明日（あした）を予感させる」

「いい明日（あした）を予感させる」とは、住み、働き、学び、そして訪れる人々も含めてだれもがこだいらにすばらしい未来を見ることができることです。活気にあふれ、高い芸術・文化のかおりがあふれ、またいつまでも健康に暮らせる、わくわくするようなすばらしい未来を感じさせ続けることです。

第2章 こだいらの将来像

第1節 将来都市像

躍動をかたちに 進化するまち こだいら

緑と住みやすさを大切に さらに自立し活力あるまちの実現をめざします

私たちは日々の生活のなかで、緑と住みやすさを大切にするとともに、さらに自立し活力あるまちの実現をめざして、「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」を目標とすべき将来の小平市の持続可能な都市像とします。

そして、基本構想の基本的な理念に基づいて実現する「こだいら」の各分野における「5つの将来都市像」を、次のように定めます。

1 安全・安心、いきいきしたまち 地域・安全・生活・文化

私たちのめざすまちは、安全でだれもが安心して過ごすことができ、みんながいきいきとしているまちです。だれもが充実した生活を送るとともに、文化・芸術豊かな誇り高い自信に満ちたまちです。

2 快適で、ほんわかとするまち 自然・環境・緑

私たちのめざすまちは、緑豊かな武蔵野の自然が残され、環境にやさしいまちです。だれもが安らぎ快適な生活を送るとともに、地球環境に配慮した賢いまちです。

3 健康で、はつらつとしたまち 健康福祉・教育・学習

私たちのめざすまちは、だれもがいつまでも健康で、また地域とともに質の高い教育をめざすまちです。みんながお互いに助けあい、健康と福祉の向上をめざすやさしいまちです。

4 住みやすく、希望のあるまち 都市基盤・交通・産業

私たちのめざすまちは、だれもが快適で魅力あふれるまちです。だれもが同じように快適に過ごすことができるように駅前や道路が整備され、すべての人々にとって親しみがあり、生活に便利な味わいのあるまちです。

5 健全で、進化するまち 地方自治・行財政

私たちのめざすまちは、都市として進化する魅力あふれるまちです。自己の責任で都市の行財政の運営をめざすことによって、まちの輝きを持ち続け、またみんなに信頼され進化するまちです。

第2節 目標の年次

この基本構想の目標年次は、15年後の平成32年度(2020年度)とします。

第3節 将来の人口

目標年次となる平成32年度(2020年度)に見込まれる小平市の将来人口は、おおむね19万2,000人と想定します。

第4節 まちづくりの方向(将来の土地利用)

各駅を中心とした生活圏域の形成

私たちは、今まで長い年月をかけて日ごろの生活圏の中心である市内7つの駅及び東大和市駅、萩山駅の周辺について、商業・業務機能の強化、文化機能の整備、公共交通機能の整備を進めてきました。

今後も、これらを継続して利便性を向上させ、だれもが同じように快適に過ごすことができるように、今まで以上にまちの魅力を増すことをめざします。

良好な住宅環境の維持

良好な住宅環境を維持するためには、ゆとりある敷地として適度な密度を確保し、用途地域の混在や建物の高さの混在をできるだけ避けることなどによって、相互に快適な居住環境の確保をめざします。

緑の保全

私たちに欠かすことのできない大切な緑については、市民・行政がそれぞれの立場で可能な限り残し、維持していくことに努めます。

また、生産緑地については、農業と調和した快適な市街地の形成を基本として、可能な限り残していくことを原則とします。

なお、東京街道や五日市街道などの沿道の樹林と一体となっている貴重な緑の空間については、グリーンベルトとして位置づけます。

幹線道路沿いの土地利用

幹線道路沿いの土地利用については、主要幹線道路や幹線道路の交通特性を基本としながら背後に隣接する住宅地の環境保護にも配慮し、沿道サービス型の土地利用、又は商業・業務施設の立地を誘導します。

第3章 基本的な施策の体系（施策の大綱）

1 安全・安心、いきいきとしたまちをめざして

地域・安全・生活・文化

私たちのめざすまちは、安全でだれもが安心して過ごすことができ、みんながいきいきとしているまちです。だれもが充実した生活を送るとともに、文化・芸術豊かな誇り高い自信に満ちたまちです。

このまちを実現するために、次の施策を進めます。

（1）近隣社会における新たな関係をめざす。（地域社会）

（現在、作成中）

（2）安全で安心できるまちをめざす。（安全・安心）

（現在、作成中）

（3）より充実した市民生活をめざす。（生活）

（現在、作成中）

（4）新しい文化の創造と文化遺産の保存をめざす。（文化）

（現在、作成中）

2 快適で、ほんわかとするまちをめざして 自然・環境・緑

私たちのめざすまちは、緑豊かな武蔵野の自然が残され、環境にやさしいまちです。だれもが安らぎ快適な生活を送るとともに、地球環境に配慮した賢いまちです。

このまちを実現するために、次の施策を進めます。

(1) 貴重な緑を生み出す。(緑)

(現在、作成中)

(2) 水の対策と再生をめざす。(水)

(現在、作成中)

(3) 地球環境を視野に入れる。(環境)

(現在、作成中)

3 健康で、はつらつとしたまちをめざして 健康福祉・教育・学習

私たちのめざすまちは、だれもがいつまでも健康で、また地域とともに質の高い教育をめざすまちです。みんながお互いに助けあい、健康と福祉の向上をめざすやさしいまちです。

このまちを実現するために、次の施策を進めます。

(1) 健康で快適な生き方を支援する。(健康)

(現在、作成中)

(2) 自由で自立した生活の向上をめざす。(福祉)

(現在、作成中)

(3) 学力の向上と地域の連携を実現する。(教育)

(現在、作成中)

(4) 新しい学習の拠点や生きがいの拠点の実現をめざす。(生涯学習)

(現在、作成中)

4 住みやすく、希望のあるまちをめざして 都市基盤・交通・産業

私たちのめざすまちは、だれもが快適で魅力あふれるまちです。だれもが同じように快適に過ごすことができるように駅前や道路が整備され、すべての人々にとって親しみがあり、生活に便利な味わいのあるまちです。

このまちを実現するために、次の施策を進めます。

(1) 快適なまちを実現する。(都市基盤)

(現在、作成中)

(2) 通行しやすく便利なまちをめざす。(交通)

(現在、作成中)

(3) 活力ある産業の開花をめざす。(産業)

(現在、作成中)

5 健全で、進化するまちをめざして 地方自治・行財政

私たちのめざすまちは、都市として進化する魅力あふれるまちです。自己の責任で都市の行財政の運営をめざすことによって、まちの輝きを持ち続け、またみんなに信頼され進化するまちです。

このまちを実現するために、次の施策を進めます。

(1) 新しい地方自治をめざす。(地方自治)

(現在、作成中)

(2) 健全な行財政運営を実現する。(行財政)

(現在、作成中)

第4章 基本構想を実現するために

1 市民と行政の新しい役割・関係の構築

未来に向かう将来都市像を実現していくためには、市民と行政の従来関係にとらわれず、各方面での新しい役割や関係を構築し、明日へ続く3つの新しい活力を高めることが必要です。

すなわち、私たち一人ひとりのちからとしての「地域力」、こだいらの地域の経済や社会システムとしての「民活力」、そして市全体を調整しまとめる「行政力」です。

この3つの「ちから」がバランス良く育つことによって持続可能なまち、そして元気なまちが実現することになります。

「地域力」 私たち一人ひとりの様々な「ちから」

「民活力」 こだいらの地域の経済や社会システムの「ちから」

「行政力」 市全体を調整しまとめる行政の「ちから」

2 計画的・効率的な行財政運営

未来に向かう将来都市像を実現していくためには、今まで以上に計画的で効率的な市政運営が必要です。

今後は、小平市が不断の行財政改革の推進や市職員の政策形成能力の向上を図りながら、「身の丈」に合った小平市らしい行政サービスを計画的に展開します。また、次世代の人々のためにも堅実な財政運営を行い、小平市の財政基盤を強化し健全化を図っていきます。

3 地方分権時代にふさわしい行政スタイルへ

本格的な分権型社会の到来は、自治体と国との関係や役割を明確にしつつありますが、今後は、今以上に国や他の自治体との関係も、さらに地方分権の時代にふさわしいかたちになるはずです。

小平市も、地方分権の基本的なルールである「自己決定」及び「自己責任」を果たすなかで、地方分権の時代にふさわしい関係を構築しながら、信頼される自治体をめざします。

(了)

こだいらの将来都市像

躍動をかたちに 進化するまち こだいら

